

平井川流域河川整備計画(原案)縦覧において提出された意見書への対応 (基本的な考え方)

(全体に係わるもの)

整理番号	意見	基本的な考え方
1	整備計画の趣旨に沿った河川整備を求める。	今後の河川整備は整備計画に基づき実施していきます。ただし、流域の社会状況、自然状況の変化や新たな知見、技術の進捗等により、対象期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行っていくものとしています。
2	大腸菌はどうにかならないのか。	大腸菌が生活排水によるものであれば、下水道の普及に伴い改善されると予想しています。
3	湧水の保全についても記載して欲しい。	P16に「流水の正常な機能を維持するためには、樹林地の保全、湧水の保全、緑化の推進、雨水浸透施設の設置棟により、流域の保水機能の保全・復元を図っていく必要がある」と記載しています。
4	P7に洪水による災害の発生箇所を図面で示して欲しい。	昭和41年以前の図面データは欠損しています。それ以降の洪水については浸水棟数が少なく、図面で示しても見づらいものとなるため、P7の表2-1に「浸水箇所」の項目を追加し、町丁名を示しました。
5	P17にゾーニングを実施していくことを記載して欲しい。	P17に「河川環境の整備にあたっては、多様な生物の生育・生息環境、人々の利用、景観等に配慮し、河床や水際部の多様性を保全・創出するためゾーニングを行い、緑豊かな河岸や水際の植生などの再生が可能な自然に近い川づくりを実施していく」と記載を追加しました。
6	P19の代表断面図に配慮事項を記載して欲しい。	P19に「空石積みとし、護岸の緑化や湧水の保全」等の配慮事項の記載を追加しました。
7	護岸の損傷・劣化や水流の変化について、現状の点検・調査をもっと行って欲しい。	P19に「護岸等の河川管理施設について、洪水等に対する所用の機能が発揮されるよう、巡視、点検等により状況を把握するとともに、補修、更新等の必要な対策を行う」と記載しているとおり、適切な維持管理に努めます。

(個別地区等に係わるもの)

整理番号	意見	基本的な考え方
8	鯉川合流点下流が治水安全上問題があるので、早期に工事を行って欲しい。	改修事業は下流から実施していくことが原則ですが、治水安全上問題がある箇所については早期に対応するよう努めます。